

鳥羽市環境保全審議会規則

昭和 49 年3月 30 日

規則第1号

改正 昭和 49 年5月 22 日規則第6号 昭和 59 年6月1日規則第 24 号
平成 10 年3月 25 日規則第8号 平成 12 年3月 30 日規則第4号
平成 15 年 12 月 25 日規則第 26 号

(趣旨)

第1条 この規則は、[鳥羽市民の環境と自然を守る条例\(昭和 48 年条例第 33 号\)第 64 条第4項](#)の規定に基づき、鳥羽市環境保全審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 審議会は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱した委員をもって組織する。

- (1) 環境保全に関し学識経験のある者
- (2) 市議会議員
- (3) 市職員

2 審議会の委員の数は、20 人以内とする。

(任期)

第3条 審議会の委員の任期は2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 審議会の委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって選出する。

3 会長は、審議会を代表し、議事その他の会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

2 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(関係者の出席)

第6条 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、環境課において処理する。

(細則)

第8条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営、その他必要な事項については審議会が定める。

附 則

この規則は、昭和 49 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 49 年 5 月 22 日規則第 6 号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和 49 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(昭和 59 年 6 月 1 日規則第 24 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 10 年 3 月 25 日規則第 8 号)

この規則は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 12 年 3 月 30 日規則第 4 号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 15 年 12 月 25 日規則第 26 号)

この規則は、公布の日から施行する。